

令和7年 第13回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年7月17日

○議 題

議案第65号 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

議案第66号 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

次回開催日 令和7年7月20日（日）10：00～ 区長応接室  
20：45～ 福岡市立中央体育館  
次々回開催日 令和7年8月20日（水）10：00～ 区長応接室

## 議案第65号

### 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、中央区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和7年7月17日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

公職選挙法

第六十二条

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の三第十一項の規定による却下があつたとき。

当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

## 議案第66号

### 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和7年7月17日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

公職選挙法

第六十二条

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。

当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。